

平成19年度 7月補正予算（専決）の概要

次のとおり、2回の専決処分を行ないましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、第5回定例会に報告します。補正を行なった会計は、一般会計で、補正額は、15,082千円です。

【第1回】

法人市民税のうち中間申告による法人税割の予定納税分について、確定申告に伴い多額の還付金が発生しましたので、緊急的に対応を行なうため7月2日付けで専決処分を行ないました。補正額13,719千円です。

【第2回】

平成19年7月14日から15日の台風4号豪雨により発生した亜炭鉱害について、陥没箇所が人家や通学路に近く、また子どもたちが夏休み期間中であることから、緊急的に対応を行ない、安全安心を確保するため7月23日付けで専決処分を行ないました。補正額1,363千円です。

■ 内 容

・ 市税還付金及び還付加算金（13,719千円）

法人市民税のうち法人税割額の予定納税分の還付13,377千円
還付加算金342千円

・ 亜炭鉱害復旧事業（1,363千円）

中津川市落合字与坂地内（現況:畑）
陥没箇所の埋戻しによる復旧

平成19年度 中津川市歳入歳出予算総括表【7月専決】

（単位：千円）

会 計 別	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計	35,965,458	15,082	35,980,540
補正されなかった会計にかかる額	41,515,643		41,515,643
合 計	77,481,101	15,082	77,496,183

平成19年度一般会計予算総括表【7月専決】

（単位 千円）

歳 入				歳 出			
款	補正前	補正額	計	款	補正前	補正額	計
19 繰越金	317,921	13,722	331,643	2 総務費	4,443,865	13,719	4,457,584
20 諸収入	895,141	1,360	896,501	11 災害復旧費		1,363	1,363
補正されなかった款にかかる額	34,752,396		34,752,396	補正されなかった款にかかる額	31,521,593		31,521,593
計	35,965,458	15,082	35,980,540	計	35,965,458	15,082	35,980,540

お問い合わせ先

企画部 企画財務課 担当者:木村研一 電話:0573-66-1111(内線 333) E-mail:zaisei@city.nakatsugawa.lg.jp